

平成25年度第2回江東区外部評価委員会
（第2班ヒアリング①）

1 日 時 平成25年7月9日（火）
午後7時00分 開会 午後 9時00分 閉会

2 場 所 江東区役所7階第71会議室

3 出席者

(1) 委員（ ）は欠席

藤 枝 聡	(牧 瀬 稔)
坂 井 優 子	田 中 真 司

(2) 関係職員出席者

こども未来部長	渡 辺 広 幸
生活支援部長	大 塚 善 彦
教育委員会事務局次長	押 田 文 子
子育て支援課長	田 中 洋 二
こども政策課長	林 英 彦
保 育 課 長	田 淵 泰 紀
保 護 第 一 課 長	寒河江 徹
保 護 第 二 課 長	川 辺 雅 嗣
教育委員会事務局庶務課長	鈴 木 亨
教育委員会事務局学務課長	市 川 聡
教育委員会事務局放課後支援課長	原 俊 二
子育て支援課子育て支援係長	近 藤 京 子
こども政策課新制度計画担当係長	中 村 公 一
保護第一課庶務係長	栗 原 尚 士
保護第一課相談係長	原 島 敏 一

(3) 事務局出席者

政 策 経 営 部 長	寺 内 博 英
-------------	---------

企 画 課 長
財 政 課 長
計画推進担当課長

長 島 英 明
武 田 正 孝
奥 村 健 治

4 傍聴者数 1名

5 会議次第

1. 開会
2. 施策7「子育て家庭への支援」ヒアリング
3. 施策10「地域や教育関係機関との連携による教育力の向上」ヒアリング
4. その他
5. 閉会

6 配付資料

- ・委員名簿
- ・関係職員名簿
- ・施策評価シート
- ・行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート
- ・外部評価シート

午後7時00分 開会

○班長 それでは、皆さんよろしいでしょうか。所定の人数、ご出席の皆さんそろいましたので、本日の外部評価委員会を開会させていただきたいと思います。

まず、本日は第2回の外部評価委員会、第2班のヒアリングの2回目ということで開会させていただきたいと思います。

本日、傍聴の方、1名いらっしゃっておりますので、よろしくご承知置きください。

また、こちらの話で恐縮でございますが、本日、委員として出席予定でありました牧瀬委員は、所用がございまして欠席となっておりますので、こちらにつきましてもあわせてご承知置きくださればと思います。

今回の評価対象施策につきましては、施策7「子育て家庭への支援」と、施策10「地域や教育関係機関との連携による教育力の向上」の2つの施策でございます。

初めに、お手元の資料のご確認をお願い申し上げます。席上に配付されております会議次第に配付資料の一覧が付してございますので、ご確認いただきまして、不足がございましたら事務局のほうまでお願いできればと思います。

それでは、早速内容のほうに入ってまいりたいと思いますが、まず、簡単に自己紹介を行いたいと思います。

委員及び出席の職員の方におかれましては、お手元に、職員の名簿と関係職員の名簿ということでご用意させていただいているかと思っておりますけれども、名簿の順番に、各自お名前をおっしゃっていただければと思います。

まず、委員のほうからですが、進行を務めさせていただきます藤枝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 坂井と申します。よろしくお願いいたします。

○委員 委員の田中でございます。よろしくお願いいたします。

○班長 ここではまず、施策7に関する職員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

○関係職員 こども未来部長の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

○関係職員 生活支援部長の大塚と申します。よろしくお願いいたします。

○関係職員 教育委員会事務局次長の押田でございます。よろしくお願いいたします。

○関係職員 子育て支援課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

○関係職員 こども政策課長の林でございます。よろしくお願いいたします。

○関係職員 保育課長の田淵です。よろしくお願いいたします。

- 関係職員 保護第一課長の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。
- 関係職員 保護第二課長の川辺と申します。よろしくお願いいたします。
- 関係職員 教育委員会事務局庶務課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。
- 関係職員 同じく、学務課長の市川と申します。よろしくお願いいたします。
- 関係職員 同じく、放課後支援課長の原でございます。よろしくお願いいたします。
- 関係職員 子育て支援係長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 関係職員 新制度計画担当係長の中村です。よろしくお願いいたします。
- 関係職員 保護一課庶務係長の栗原と申します。よろしくお願いいたします。
- 関係職員 同じく、保護一課相談係長の前島と申します。よろしくお願いいたします。
- 班長 どうもありがとうございました。

それでは、早速内容のほうに入っていきたいと思いますが、初めに、施策の担当部でありますこども未来部、こども未来部長から、施策7に関連して目安5分程度でご説明をお願いいたします。

- 関係職員 それでは、施策7「子育て家庭への支援」について、資料に沿ってご説明いたします。なお、この施策は、こども未来部のほか、総務部、生活支援部、教育委員会で推進している施策ですけれども、私から一括してご説明をさせていただきます。

まず、1、施策が目指す江東区の姿でございます。子育て中の家庭に対し、多角的な支援を整備し、不安を払拭し、子育てが楽しくできる、そんなまちにしようという内容でございます。

次に、2の本施策を実現するための取り組みとして、①から③まで3点挙げております。

①子育て支援機能の充実は、子育て支援の拠点である子ども家庭支援センターが行う子育て相談や子育てひろば、各種講座などを充実していくほか、児童館や保育園などでも、子育てひろばの実施ですとか相談などの子育て支援機能の拡充に取り組んでいくというものでございます。

②多様なメディアによる子育て情報の発信につきましては、現在、子育てハンドブックとして発行しております子育て便利帳について、この情報冊子を作成いたしまして発行するほか、区内各所の「赤ちゃんの駅」の所在地ですとか、保育、教育、医療など、区民の皆さんが必要とする子育て関連の情報を、印刷物やインターネット、携帯電話など、多様なメディアを活用して発信していくものでございます。

③子育て家庭への経済的支援は、児童手当など手当の支給制度や子ども医療費の助成制

第2回（2班ヒアリング①）

度により、子育て家庭を経済的側面から支援していくもので、このほか、認可外保育施設等の利用家庭に対する育児費用の負担軽減措置や、就学後の児童・生徒への支援も行っているものであります。

次に3-1、施策に影響を及ぼす環境変化についてです。5年前から現在までのところでは、まず、南部地域を中心に、5年前の平成20年以降も一貫して人口の増加が続いており、その程度は、地域としては豊洲地区が最も顕著であること、また、18歳未満の児童人口につきましては、この5年で17.9%の増加となっており、本区では、多子化ともいえるべき傾向があることを挙げております。

また、経済的支援の面では、法改正により、平成21年度までの旧児童手当が、平成22年4月に、受給者の所得にかかわらず支給される子ども手当となり、その子ども手当の支給額等が平成23年度に改正されまして、さらに、平成24年4月から、再度、所得制限を盛り込んだ児童手当の制度へと戻ったこと、また、公立高等学校の授業料無償化と、私立校の生徒への就学支援につきましては、平成22年4月にこの無償化法が施行されまして、現在に至っている旨、記載しておりますけれども、文部科学省では所得制限を導入する体制を検討しているとの報道がございます。

右側の今後5年間の予測ですけれども、現にマンション開発に伴う人口の増加は続いておりまして、平成21年に行った将来人口推計で、平成26年の総人口は約49万人、年少人口比率が12.9%と推計しておりまして、本年7月1日現在の総人口で申し上げますと48万4,000人、年少人口比率も、本年1月1日現在ですけれども、12.4%とほぼ推計に近い数字となっています。したがって、子育て家庭を取り巻く経済環境につきましては、今後の経済動向にもよりますけれども、引き続き厳しいとの見方をしているところであります。

次に、3-2、施策に関する区民要望・ニーズの変化についてです。5年前から現在までのところでは、小学校卒業までの子どもを持つ家庭の半数は、子育てに何らかの不安を感じているということなど、平成21年3月に実施した子育てニーズ調査の結果からうかがえる傾向が続いているものと見ております。

今後5年間の予測につきましても、主に、多世代の同居が難しいマンションへの人口増加が続く見込みであることから、地域とのつながりの希薄な核家族の子育て世帯が増えまして、子育てに不安を感じる親の割合も増加するものと懸念しております。こうした傾向とともに、保育需要も増加しておりまして、保育の施設需要とともに、認証保育所などの

認可外保育施設の利用者に対する負担軽減補助金の受給者も増加しているものと考えております。

3-3、区の権限が限定的な事業につきましては、ただいまご説明申し上げました施策実現の取り組み③の、経済的支援に係る児童手当ですとか児童扶養手当がそれぞれ法律に基づく支給であり、本項に該当すると考えております。

次に、4、施策実現に関する指標です。指標27「子育てがしやすいと思う保護者の割合」は、平成22年度から23年度にかけて約7%上昇いたしましたけれども、24年度は、残念ながら1.5%、わずかながらですけれども下降しております。

指標28「子育てひろば利用者数」は、子ども家庭支援センターと私立保育園、児童館で行っているひろば事業の利用状況を合計したもので、平成22年度以降は、子ども家庭支援センターで実施している出張ひろば事業の実績も加えたものとなっております。実績数値に上下がございますけれども、平成23年度に一旦下がった要因としては、東日本大震災に伴う施設の休止があったことが主な要因となっております。24年度では目標値をほぼ達成している状況にあります。

指標29「区内の子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合」につきましては、残念ながら下降傾向にありまして、平成21年度から平成22年度に向かって約6%上昇して以降、23、24年度と、わずかながら下降してきております。

指標30「認可外保育施設保護者負担軽減事業の助成件数」は一貫して増加しておりまして、平成23年度の対前年増加率6%に対して、24年度は13%の増加となっております。

次に、5、施策コストの状況の表でございます。平成25年度予算のトータルで見ますと、平成24年度予算と比較しまして、おおむね7億6,500万円の減となっております。このうち、7億5,600万円が事業費の減でございます。これは、児童人口の増に伴う事業対象者の自然増、諸事業の経費増にもかかわらず、先ほどの③の経済的支援施策におきまして、子ども手当から児童手当への制度改正と、予算上の支給対象児童数見込みの厳密化によりまして、児童手当の予算額がおおむね8億8,200万円の減となったことによるものでございます。

次に、6、一次評価の（1）施策における現状と課題です。主に南部地域において進んでいる大規模なマンション開発によりまして、転入してくる若いファミリー層の増加が続いており、近隣等からの支援が出にくい子育て家庭ですとか、子育てに不安を持ちながら子育てを始める家庭が増えていること、また、将来に向けて経済的不安を抱える子育て家

庭は少なくないと考えておりまして、雇用条件が安定的でなくても働きながらの子育てを選ばざるを得ない家庭において、不安感、負担感が増大しているものと推測しております。

また、母子家庭の経済的自立を図る母子家庭自立支援事業の給付金利用者は増加傾向にあります。DVですとか精神的不安・経済的不安など、さまざまな問題が複合的に自立の阻害要因となっております。母子緊急一時保護事業や母子生活支援施設の活用、母子・児童関連施設との円滑な連携や就労支援の強化が重要になっていると考えております。

次に、（2）今後5年間の施策の取り組みの方向性についてです。子育て家庭の不安感・孤立感の解消に向けて、子育てひろばの充実や子育てグループへの活動の場提供などによって、親子の地域での交流ですとか情報交換、仲間づくりの機会を増やすこととあわせて、相談支援体制の充実を図ってまいります。また、地域での交流機会につなぐため、子育て情報ポータルサイトなどのITメディアや、地域情報誌を中心とした情報提供を充実し、子育て家庭の利便性向上を図ってまいります。

また、まず外出を促し、子ども家庭支援センターを中核的拠点として、子育て講座など、子育て中の保護者が子育てについて学べる場に参加してもらうとか、なかなか外出できない家庭には、こども家庭支援士を派遣するための子育てボランティアの育成ですとか、子育て支援にかかわるNPOやグループ活動の連携を進めてまいります。

経済的支援の面では、誰もが職業生活と家庭・地域での生活のバランスを保てるよう、環境づくりを進めるとともに、児童手当など各種手当の支給、子どもの医療費助成のほか、認可外保育施設利用家庭への育児費用負担軽減事業などの支援を行ってまいります。

また、経済的に困窮している子育て中の被保護世帯について、経済的自立を支援するため、就労意欲を高め、就労能力の強化・活用を図り、就労支援員や就労支援プログラムによる計画的支援、ハローワークとの連携を強化し、相互組織的な支援を行ってまいります。

母子世帯対策では、児童相談所や職業安定所、民生・児童委員、母子自立支援員、婦人相談員等との連携、母子生活支援施設、母子世帯就労促進給付事業や、母子自立支援プログラムにより、経済的自立を支援してまいります。また、DV相談等の増加に対し、本年度、区が新たに設けた配偶者暴力相談支援センターと連携し、支援をより強化してまいります。

高等学校の授業料につきましては、国により公立校の授業料無償化や、国立・私立校等の家庭への負担軽減策が図られているものの、今後も厳しい経済状況が続くことが見込まれることから、引き続き奨学金の貸し付けを行い、就学機会を逸することのないよう、支

第2回（2班ヒアリング①）

援してまいります。私立高等学校等入学資金融資事業については、実績の低下等により、平成26年度をもって新規あっせんを終了し、その後は他制度の紹介により対応することとしております。

続いて、行政評価（二次評価）結果への取り組み状況についてをごらんいただきたいと思っております。

まず、左側のページでございます平成24年度の二次評価結果に示された3つの方向性を受けての取り組みを、右側のこれまでの取り組み状況にお示ししています。

このうち、①から③はNPOや子育てグループ等との協働についてでございます。

①の子育て情報連絡会は、月1回、子ども家庭支援センターの地域ワーカーと、民間で自主活動を行う個人やグループの代表者が参集して、おのおのの活動や地域の子育て支援に係る情報交換、子育て情報ポータルサイトでの情報発信についての意見交換などを行っているものでございます。

②は外遊びの普及について。23年度に木場プレーパークの提案を受けて、協働事業として行ったプレーパーク事業の普及について、より広く、子ども家庭支援センターが親子の外遊びに取り組んでいるグループとも連携いたしまして、効果的な外遊び普及を目指そうとする取り組みでございます。

③は、地域の自主グループとして、家庭訪問型の子育て支援活動や子育て応援電話など、さまざまな子育て支援活動を行っている「こうとう親子センター」と区の協働事業として、家庭訪問型子育て支援を実施するものであります。研修を受けたボランティアのビジターが子育て中の家庭を訪問いたしまして、保護者の思いをよく聞き、洗濯ですとか買い物に協力することで、孤立した子育てによる精神的な不安、不調を解消するものでございますけれども、25年度中に、子ども家庭支援センターや保健所等との連携の基礎づくりを行うとともに、実施団体の運営体制の強化を図ってまいります。

④は子育てひろば事業について、ひろばの存在を知ってもらう広報PRで、子育て情報ポータルサイトからの発信、民間の地域情報誌の発行者との協働により、経費をかけずに広報に努めていることを記載しております。

⑤は24年7月から実施しているもので、携帯電話やスマートフォン、従来型のパソコンからも情報収集できるもので、赤ちゃんマップや、子ども家庭支援センター、保育園や児童館等との行事情報のほか、子育てハンドブックの情報が全て閲覧できるポータルサイトを開設して、情報発信を始めたものです。

最後に、⑥は、さまざまな活動を行っている自主グループの代表者から、区の後援名義申請の相談を受けた際などに、情報の収集、交換に十分時間をかけまして、区との連携、協働の可能性等を探求していくものでございます。

私からの説明は以上でございますけれども、本日、席上に別に配付いたしました参考資料につきまして、子育て支援課長から若干説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○関係職員 皆様のお手元にお配りしております参考資料が2枚ございます。こちらの1枚目が、ここにありますとおり子育てひろば施設地図ということで、子育てひろばの事業には、子育て支援課が所管をする子ども家庭支援センター5カ所と、その5カ所で行っている出張ひろば事業というのがございます。それから、私立保育園2園、その他は、児童館を中心にしてひろば事業を展開しているところでございます。

ここに江東区の地図がございまして、その全ての実施場所をお示しいたしまして、500メートル半径の円を、その実施場所に対して付してございます。というのは、子育て中の、主に母親が、乳児を連れて単独で移動できる無理のない距離として、最大限500メートルであろうというところで、その圏域を示してみたということでございまして、あと、色分けは、その開催回数の頻度を示してございます。

次に、先ほどの施策の説明の中にありました民間の地域情報誌との連携ということでございまして、これは、下にございますとおりに、『まみたん』という子育て中の親御さんをターゲットにしたフリーペーパー、広告料で出版経費を賄って情報誌を発行している「ぱど」という株式会社でございまして、こういう冊子がございまして、これの、江東区版というものを昨年の春から発行し始めまして、その折りから協力関係を築いて、毎号、季刊プラス春にもう1号ということですが、毎回1ページ、「江東区子育て情報局」と題して1ページのスペースを提供していただき、そこに時宜を得た情報を掲載する。その一方で、私どもは、区の保育園ですとか児童館ですとか、そういった施設にこの冊子を配布することを了解いたしまして、事業者のほうでそこに配布というような協力関係をつくっております。ちなみにこのページは、ひろばに行ってみようということで、ひろばのPRを行うためのページをつくるということで、区は一切経費をかけてございません。

もう1枚は、この施策の紹介の中でございました情報発信、そして、昨年の7月から行われましたポータルサイト事業でございまして、これをこの春に、若干使い勝手が悪いという意見がございましたので、50音のキーワードで検索ができるように機能を充実

し、また、子育て中の親御さんが急な子どもの病気のときに慌てないように、区内の医療機関全てを個別に検索できる機能をつけたということで、これも『まみたん』の記事の中で紹介をしているということを示してございます。

○班長 どうもありがとうございました。

では、早速でありますけれども、今のご説明、あるいは、事前にいただいておりますシートの内容に基づいて、この後、質疑応答ということで進めさせていただきたいと思えます。

○委員 最初に私のほうから、資料についての補足的な質問ですけれども、最後にご紹介くださった子育てひろばというのは、具体的にどういう形の利用形態ですか。

○関係職員 子ども家庭支援センターで行っているもので紹介をいたしますと、要は、保育園に預けずに居宅での育児をしていらっしゃる保護者の方が主な利用者になりますけれども、子ども家庭支援センターはひろば事業用のスペースを持っております。朝10時から午後4時までの間に、乳児が危険のないような場所で1日過ごしていただける。そこに、保育士の資格を持った子ども家庭支援センターの職員、それから地域のボランティアの方が加わることもございます。そういう見守りができる、専門の保育ができる職員の見守りがある中で、子どもを連れて親御さんがゆっくりと過ごしていただける。お子さんも、広いスペースの中で、自分にとって目新しい、家になくようなおもちゃで遊んでみたり、自分と同じ年齢の子どもとの接触機会というのは保育園に通ってないとございませんから、子育て広場で、そういう場所、機会を提供する。その中で、親御さんの相談にも多角的に乗っていくというようなこととございます。それを、子ども家庭支援センターは、1週間のうちに火曜日から土曜日まで実施をしてございます。児童館ですとか他の施設においては、それぞれの施設事情に合わせて、できる範囲で同じような事業をしているということとございます。

○委員 初めに委員から。ちょっと最初は個別的な質問になるかもしれませんが、ご容赦いただけます。

○委員 それではよろしいですか。最初のA3のペーパー「施策評価シート」の中で質問をさせていただきたいと思えます。

項目の大きな4番の施策実現に関する指標の中での29番、ご説明の中に、22年度からパーセンテージが落ちているということで報告がありましたけれども、区としては、落ちている理由はどのように分析をされているのかなというのが一点でございます。

○関係職員　それでは、この部分は私の所管しておる事業分野でございますので、私から答えさせていただきます。

この数字は私にとって非常に残念な数字でございます。先ほど説明いたしましたように、ポータルサイトという、我々としては、子育てをしている皆さんにとって便利なはずだということで、実際、区としては依然として便利だと思っているんですけども、かなり工夫をしたポータルサイトを立ち上げたにもかかわらず、前年度よりも落ちております。一貫して、22年に52%になってから逡減をしております。これはやはり、手にとって見ることができる子育てハンドブックを、お子様がお生まれになり手続をとられる時、皆さんにはお配りしております。この子育てハンドブックが3年に一度の更新になってございまして、子育てハンドブックを持っている方が、幾つか直接は私も聞いたことがあるんですけども、毎年新しくもらえるのではなくて、使い古しながら、データも古くなっていく中で、いつになったら更新されるのかということで、22年度に出て、25年度、今年度に更新し印刷をいたします。ハンドブックは3年に一度という更新周期で全対象者に配っているんですが、その更新の間隔に合わせて、なかなか出ないということに対する不満といいますか、それがあのかなということが1つ目です。

ただ、昨年度、ポータルサイトを立ち上げましたときに、7月1日号の広報の1面トップで、子育てハンドブックの全ての情報が最新のデータで入っていて、それと両方使っていただくことでハンドブックの補完ができることを報じました。25年度に改めてデータを更新するわけですけども、そういう情報を発信しているんですが、なかなかそのことが浸透していないということが一つ。

それから、残念ながら、子育て情報ポータルサイトについては、アクセス数は月に1万2,000件と非常に多いんですけども、現在、スマートフォンが50%を超えているということですが、現実を持って使っていらっしゃるユーザーの中でのシェアは、まだ、いわゆるガラケーのほうが大きいという中で、便利さをなかなか携帯電話では実感していただきにくいのかなと思います。これははっきりデータで出ておまして、ポータルサイト全体で毎月1万2,000件を超えるアクセス数がある中で、携帯電話からのアクセスは200件から300件しかないということで、ポータルサイトの便利さを実感していただくのに、ちょっとミスマッチが起こっているという反省はしております。

第2回（2班ヒアリング①）

- 委員 平たく言ってしまうと、ポータルサイト、いいものをつくったんだけど、なかなかまだ利用側のところのマッチングというか、もう少し時間がかかりそうだというあたりで、時期的な状況で指標の数値が下がっているんじゃないかということですか。
- 関係職員 というふうに理解をしております。
- 委員 そうしますと、引き続きそのハンドブックの編集は3年に一度ということで、その辺については、短くしようということではなく、今後、こういう印刷物は電子化していく流れでしょうから、そちらのほうへ移行していくというような感じになるのでしょうか。
- 関係職員 ただ、今回、25年度に作成をするハンドブックでは、ハンドブックの紙のページの中に、それぞれの記事がポータルサイトとどうリンクしているかということがわかる。だから、例えば2年たったならば、その記事についてポータルで確認に行き、新しいデータ、あるいは電話番号の確認、そういったことがどのページでもできるような、そういう編集を行いたいと思っております、ハンドブックを紙で新しい子育て保護者全てに配ったときに、そのようなページ構成になっていけば、ポータルのアクセス、ポータルに来てみようという利用者も増えるかなという期待はしております。
- 班長 ありがとうございます。
- 委員 それから、同じシートの最後の枠、今後5年間の施策の取り組みの方向性の中でちょっと気になることがありまして、アンダーラインが引かれている中で、下から6行目ぐらいですか、DVの相談等が増加ということが記載されておりますけれども、具体的な数字などはわかりますか。どれぐらいがどれぐらいに、どういうふうに増加しているのかなということが気になりました。
- 関係職員 先ほど、男女共同参画推進センターで配偶者暴力相談支援センターを立ち上げたというお話をさせていただきました。これは、男女共同参画推進センターの統計なんですけれども、例えば20年度は、全体の「女性のなやみとDV相談」の中で、835件の相談のうち、DVが204件。
- 委員 年間でですか。
- 関係職員 はい。24年度は1,827件、全体の相談件数があって、そのうちの862件、5割近くがDVの関係となっております。
- 委員 これはやはりまだ増加傾向というか、毎年増えると予測されているのですか。
- 関係職員 福祉事務所でも女性相談員を置いておりますけれども、やはり、配偶者暴力相談支援センター等を立ち上げますと、権利意識といいますか、これってやっぱりDVな

んだという形で、広報もしていますから、当然、相談件数は増えますし、また、経済状況がこういう状況ですから、今まで潜在化していたものが相談につながるという形でございます。

○委員 表面化してきたということですか。

○関係職員 そのように考えてございます。

○委員 減らないんじゃないかという。

○関係職員 はい。

○委員 ありがとうございます。2ページ目の、2枚目といいますか、先ほど、ポータルサイトのほうのアクセス数が1万2,000件とありましたが、多いとお考え、少なくはないという感じなんでしょうか。なかなか評価のしにくいところだと思いますけれども。

○関係職員 これ、実はリアルタイムでグーグルがモニタリングをしている数字でございまして、それで、アクセスの数、延べ件数のほかに、グーグルのモニタリングの中での手法として、同じ発信元から2回来ていればこれはユーザーだとカウントするというので、ユーザー数というものを出力しております。そのユーザー数が今年の6月末現在で2,696件という、4月で2,610件で、毎月2,600件ぐらいで推移をしている。この2,600というのをどう捉えるかといったことですね。

○委員 そうですね。だから、重複して閲覧している方を除くと、人数でいうのかわかりませんが、月にそれぐらいだということですね。

○関係職員 はい。アクセス数というのは、例えば、1人の方が1回来て、それで、ページを飛び歩いていくと、そのアクセスが全部カウントされますので、ここの1万2,000というのはそういう数字でございまして。2回以上の方がユーザー数なんですけれども、ユーザー数ではない、アクセスした人の数というところで行きますと、大体4,000ぐらいでしょうか。

○委員 これは私も、それが多いのか少ないのかはちょっと判断しようがありませんが、一応、生データとして参考にお伺いさせていただきました。

○委員 3-1の児童手当と子ども手当のところがちっとわかりづらいのですが、どのような変化が23年、24年にあったのですか。

○関係職員 一番大きな変化は、児童手当というものがもともとあって、それが平成22年の4月から子ども手当に変わるんですけども、その22年の新しい子ども手当に変わるまでは、所得による支給の制限がございました。今回、子ども手当の支給から、また改め

て児童手当という名称となりまして、子ども手当は所得による支給額等の制限はございませんでしたけれども、24年の4月から、児童手当に復して、所得の制限が改めて導入をされました。国会の議論の中で、その所得の制限についてどのようにするかということで、収入額で年収1,000万、所得額にすると622万ぐらいの所得がある方以上については、子ども手当について、中学卒業までのお子さんがいらっしゃる場合に、1人当たり一律5,000円という、これは、暫定的に附則の中で定めておりまして、この附則がなくなると、所得の超える人には子ども手当が出ないということになります。

という関係で、所得の制限が入ったことにより、子ども手当の時代よりも予算額が大幅に圧縮されたという結果がございます。

○委員　今の質問にちょっと補足してなんですけれども、今のご質問されているお答えはそれでいいんですが、加えて、23年度の評価結果というのが2枚目でございますよね。2年前の外部評価の際に、そのときに、大きな3つ目、子育て家庭への経済的支援、このときまだ児童手当に戻ってなかったんですが、このときの評価で、子育て家庭への経済的支援は事業がたくさんありますけれども、目的・効果を精査の上、既存事業の整理・見直しを検討するというふうになったと。要は、効率的なことも含めて、何をどう整理・見直しされたのかということもあわせてご説明いただければと思います。

○関係職員　一番支出の大きく、家計に対してインパクトのある児童手当や、ひとり親の方々に対する児童扶養手当も、所得によりますけれども、額的には4万円を切っています。ということで、行政側の支出が大きい一方で、受給者にとっても非常に効果の高い制度でございますが、これは2つとも国の法でございますので、私どもがこれについて整理するという考え方はとりにくいということがあります。

○委員　そうすると、ここで、二次評価で、ある種、整理・見直しを検討するというふうに書かれていることの意味というのはどういうことですか。これは外部評価を受けずに評価された結果ですが。

○関係職員　区が行っている子育て家庭に対する支援策の中でもう一つ大きなものとしては、子ども医療費の助成というのがあります。この子ども医療費の助成について、世帯の所得にかかわらず、自己負担料を全額、行政で見ているのはどうだろうということで、見直し方向に議論するべきだというご質問を区議会でもいただいています。

23区の中でも、これは東京都の制度でございまして、東京都の制度の中でも、23区は2割の負担分を、所得にかかわらず全額支給するという制度でやっているんですけれども、こ

第2回（2班ヒアリング①）

れについて何らかの見直しが必要だということは、必要になってくるであろうという認識は持っております。ただ、これについては非常に大きな政策的な判断によるものでございます。

○委員 その意味で言うと、区の裁量でコントロールできる整理・見直しの範囲というのは極めて限られている。

○関係職員 極めて限られています。

○委員 で、制度的あるいは政策的に判断していかないと決められないことが多い。ゆえに、23年度にここで書かれたことについては、これは悪いと言っているんじゃないで、特にこの後で何か大きく、法律制度改正も含めて、区として動かしたということはないという理解でいいということですか。

○関係職員 経済的な支援といえるかどうかわかりませんが、実は、私どもの施策の中で、ひとり親家庭の休養ホームという事業があって、いわゆるレクリエーションに係る部分について、年に2回、1人につき2,000円を助成していく。端的に言うと、ディズニーランドの利用分の2,000円を助成するという形でした。これについては、25年度からは、予算を廃止いたしました。これはなぜかという、実は23年度に見直しをしたんですけれども、基本的にはやはり経過措置というか、突然なくすわけにはいかないということがあって、24年度、1年残して、いわゆるPRをして、25年度から廃止にすると。金額的に、大体1,000万いかない、七、八百万ぐらいの金額でございます。これは女性の自立支援とか、そういうところに予算を重点的に配分するという形で見直しをさせていただきました。具体的にいうと、実際には23年度にこういう事業で、経過措置を含めて、2年をかけて見直しを実施させていただいたというものになっております。

○委員 ありがとうございます。そういう意味でいうと、今、生活支援部さんのほうについては、額は小さいけれども、従来、給付というか、サービスとして、純粋に支給をしていたものの方針を変えて、実質、女性の自立支援というほうに転換をされたという部分があるということですか。

○関係職員 そちらに予算を重点的に配分させていただいたということでございます。これはあくまでも区の単独事業でございます。

○委員 ありがとうございます、よくわかりました。

○委員 4番の子育てひろばのところ、一時保育のことが載っていないのですが。

○関係職員 リフレッシュひととき保育のことでしょうか。

- 委員　　そうです。それは1時間に500円ぐらいですか。
- 関係職員　　800円です。
- 委員　　800円ですか、個人負担が。結構な負担なんですね。一般的には割と利用しやすい額なのかなと思ったのですが。
- 関係職員　　ただ、運営上はかなり経費のかかる事業でございまして、利用が進むとそれだけ赤字になるようなことになっています。やはり、乳児をお預かりするので、1対1を基本にしております。ですから、例えば赤ちゃんを5人お預かりすると、常勤の正規職員が2人と訓練を受けたこども家庭支援士というボランティア3人が担当するような形で、やっております、その他のかかる経費等からいくと、予約をいただいた数が伸びれば伸びるほど、今、すでにほぼ施設のキャパシティいっぱいになっていますので、これ以上伸びないんですけれども、利用が多いとそれだけ赤字になるというものです。
- 委員　　最近、職員側を増やしてボランティアさんが減っちゃっているという現状にありませんか。
- 関係職員　　いや、そんなことはございませぬ。指定管理の5年間の基本協定の中で職員の配置数というのはきちんと決めてございまして、その実態に即してやっておりますことは、我々、常時接触をして確認をしておりますので、職員が減っているということではございませぬ。
- 委員　　職員の方を増やして、ボランティアさんが減っちゃっているということはないんです。
- 関係職員　　はい、毎年20名ずつですけれども、こども家庭支援士さんは、年末に募集をいたしまして、研修を1月に行います。その20人の定員に対して、大体お断りすることになるんですけれども、毎年、一定の募集による補充はしておりますので、減っているという認識はございませぬ。
- 委員　　あと、最後の2番のほうの、母子支援プログラムというか、母子世帯の自立支援、就労の給付金というのは。
- 関係職員　　まず、自立支援ということで、大きく2つございませぬ。1つは、今、今年度から父子家庭も入ったので、母子という言葉は使いたしませんけれども、自立支援教育訓練給付金というのが一つあります。これは、受講料の一部の助成ということで、厚生労働大臣指定教育講座ということで、幅広い資格を認定するんですけれども、上限が10万円で、費用の2割は自己負担。したがって、こちらの件数はほとんど伸びておりませぬので、こち

らは、24年度は2件、2万9,749円。これはそもそも、もととなる制度設計自体が、なかなかその誘因がない、そういうふうを考えております。

ただ、もう一つ、江東区高等技能訓練給付金というのがございまして、これはどういう内容かと申しますと、ひとり親家庭の母親あるいは父親が、有利な資格を取得する際に2年ないし3年かかる場合に、養成期間が修了した場合、これは朝から晩まで授業がありますから、訓練促進費として、現在月額10万円、生活費を補填してくださいという形で支給をしているものがございます。

先ほど、生活支援部長のほうから、ひとり親家庭休養ホームをやめて、女性の自立支援に予算を重点的に配分するという話がございましたけれども、ばらまきという給付から、こういう形で母親を支援していくということで、去年、例えば看護師から理容師まで9つの資格を認めていたんですけれども、これに、合格率が高くて就職率が高いという資格の5つを区長が特別に認める資格ということでつけ加えたりして、骨太の支援といえますか、経済的基盤を確立するという形で変更したということでございます。

○委員 それはどんな資格がありますか。

○関係職員 順番に申し上げますと、従来あったのが看護師、介護福祉士、保育士、医学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師。実際は看護師がほとんどを占めますけれども、去年の10月に追加させていただきましたのは、就職率が高いということで、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、あん摩マッサージ師の5つでございます。これは、区長が地域の実情に応じて特別に認めた資格ということなんですが、その判断基準として、やはり外部にもきちんと説明ができなければいけないということで、公的な資格で、まず社会から認知されているか、合格率は高いか、とれば就職が見込めるか、求人がかかりあるか、他の自治体、特に23区に実例としてあるかというところを総合的に判断させていただき追加させていただくということでございます。

○委員 それは、例えば1つとれたらもうそれ以上は、2つとるとか、そういうことは不可能ですか。

○関係職員 基本的にはありません。

○関係職員 年数が決まっています。2年とか3年とか。

○関係職員 ちなみに、昨年、看護師さんの資格をとった方とか、追跡調査をしたんですけれども、そうしたら、やはり、勤めている医院は変わっても勤めを続けていらっしゃるの、効果としてはあるのかなというふうには考えております。

○班長 時間の関係もありますので、少しこちらのほうで。

それで、少しオーバーするかもしれませんが、ご容赦いただきまして、私のほうから個別的なことを幾つか、ちょっと大きい話をさせていただきたいと思っております。

まず、生活支援部さんつながりのところで、被保護世帯への経済的自立支援ということであるんですけれども、これは、今、保護世帯に対する支援のトレンドとしては、就労もあるんですけれども、あとは住居の問題であったり、あるいは貧困の連鎖を断ち切るという意味での、教育支援といったものもパッケージで取り組んでいくような自治体さんも増えているように見受けておるんですが、このあたりは、それをやらなきゃいけないということではなくて、現状として、被保護世帯に対する現状認識と、それに対する提供するプログラムとして、今、区としてこういう形で取り組んでいらっしゃるのかというあたりのお考えを聞かせていただけないでしょうか。

○関係職員 わかりました。現状認識とこれからの展開ということでございますけれども、まず、生活保護法の目的の中には自立の助長というのがありまして、稼働世帯がかなり増えておりますから、就労をすることによって、誇りを持ってまた社会に復帰していただくということを中心に、就労自立に力を入れているところです。

今年度5月から、就労意欲喚起事業という形で、民間の事業者に事業を委託いたしまして、日常生活、多少、生活リズムを崩されている方とか、なかなかハローワークでの就職活動が難しい方ですとか、例えばコミュニケーションスキルがちょっと未熟な方ですとか、そういう方を中心に、そこで、セミナーや、求職票の書き方ですとか履歴書の書き方等を学んでいただくという形で行っているところです。

住居に関しましては、これは今、さまざまなマスコミでも問題になっておりますけれども、基本的には、失業とともに家を追い出される前に、住宅支援事業という形で家賃を支援する事業がございます。生活困窮者自立支援法案の中に、それを恒久化しようという形で来ていたんですけれども、これが今般、流れてしまいましたので、これが来年も続くのか懸念をしているところでございます。

また、貧困の連鎖ということですが、学会の学説なんかを見ますと、親の世代が生活保護だった方が子どもの代で生活保護になる方の中には、一定の因果関係というのがあります。ですから、当然、そこには塾代の援助ですとか、受験生チャレンジ事業というのがありまして、これは、合格するとお金をお返しする必要がなくなると。東京都等がやっておりますけれども、これを続けていたり、そもそも学習する習慣がない方について

は、例えば、埼玉でアスポーツ事業というのをやっておりますけれども、これは今現在、区では行政課題でございまして、ただ、青少年センターというところで民間の有志の方が実際その事業をやっております、先般、都立高校に合格したという報告も受けております。以上でございます。

○関係職員 基本的に今の部分は、施策的には、健康で文化的な生活をという形の施策の面に、例えばこういった受験生チャレンジとかそういうものが、一応、施策の区分上はそちらに入っておりますけれども、それは生活支援部では、学習への支援だとか、そういうものも対応させていただいている。

○委員 当然、横断的な施策課題だとは思っているので、今、部長がおっしゃられたような連携というのは、今も図っていらっしゃるでしょうし、ぜひ、これからもさらに意識していただくことが重要なのかなというふうに思ったところでございます。

○委員 ちょっと思ったんですけれども、資格をとっても活かさない方がいますよね。とった資格をどう活かすのかの指導はどうでしょうか。

○関係職員 基本的に、資格を取得したときの指導は、行政のほうからは入りません。先ほど申し上げましたように、9つの資格を認定したときに、ある程度、どういう状況かというのが入っているんですね。ほかの区ではなかなかその他の資格を認めなかったんですけれども、今般、多角的に、まず、就職率が高いということと、自立につながるということで、条件を厳格化して新たに5つを選んだということですから、5つ付加したのは、まだ6カ月もしくは1年たっておりませんので、これからです。

○関係職員 ある意味では、行政としては、どういう資格を取れるかという、資格の種類というんですか、そういうチャンスをご提供して、最終的にはご本人が自立に向けて、その資格に取り組んでいただくということになります。私たちはそのメニューといいますか、それをできるだけ提供していくということと、当然ながら、その後のフォローというのは、これは重要なことになるかと思えます。

○委員 ありがとうございます。

指標の話がさっき出てきたんですが、一番重要な点として、27番の指標がございまして、これは23年度に向かって上がって、1回落ちて、1.5%下がっていると先ほどご説明があつて、26年度は75%が目標値となっておりますけれども、これは大丈夫ですか。ここの認識をちょっとお聞かせいただきたい。

ごめんなさい、大丈夫ですかと聞いたのは、それでいってくださいねという意味ではな

くて、まず指標の設定の仕方として、あまりにも複合的な要因が絡んで、この指標を設定されているので、まず、そこを当然、今そういうふうにご認識されていると思うんですけども、75と設定した部分の、当時というか、設定したときの状況と、それが、このトレンドでいくとどう考えても50%台後半ぐらいが、多分いいところだと思うんですけども、そうすると十数%あくんですが、そこはどう評価するのかということは、25、26のどこかの段階できちんと説明していただかないと、そもそも施策評価をやっている根底が揺らぎかねないという部分は、すごく大げさな言い方をすると、あると思っています。

さっき言ったように、この指標が複合的な要因から構成されているというのはわかっているんで、逆に言うと、それがそういう指標の性質であり、しかし、なおかつそういう指標をあえて選んで75という数字を設定したのはなぜかということと、それが現状動いてきたときに、実際やってみたら、頑張ったけれどもこうなりましたというところは、明解に説明できるようにしておかないと、指標を設定したという行為自体が意味をなさなくなってしまうので、これは設定した以上、そういった部分のアカウントビリティというのは、ぜひ保っていただきたいです。これはアウトカムを保つということではなくて、アカウントビリティを担保してくださいということになる。

時間の関係上、これを今、この指標はこういう要因でということ議論することは、ちょっと時間の制約上できないので、そこはぜひお願いをしたいというふうに言っておきます。

それで、今の話とは若干ずれるのかもしれないんですけども、この施策の位置づけをぜひこの場で共有させていただきたいんですが、この施策の7番は安心して子供を産み、育てられる環境をつくるんだという区の大きい政策、基本施策、これを構成しているのが保育サービスの充実とこの子育て家庭の支援で、保育サービスの充実ということについては、昨年とその2年前に評価をさせていただいて、これは平たく言ってしまうと、さっき部長がおっしゃられました多子化というものに対して、量的に必要な保育サービスというのを、きちんと提供していくんだというところで、非常に区も工夫をなさったり、あるいは財源も投入をしてやっていらっしゃるところだと思っています。

その裏側で、この子育て家庭の支援という、この施策はどういう役割を果たすのかということが、もう一つ知りたいというのがあるんです。さっきのポータルサイトの話であるとか、この子育てハンドブックを拝見しているんですけども、私も、ちょっと私事で恐縮なんですけど、小学校の小さい子供がおりまして、埼玉県の某市に住んでおるんですけど、

例えばそういうところと比べても、特段、江東区さんが劣っているとかということは全くなくて、むしろ、そのポータルサイトのお話を伺っていても、網羅的にサービスを提供されていらっしゃるということなんかは大変よくわかるという部分があるんです。

ただ、多子化と言っている全国でまれに見る自治体のところで、この施策のところであらう、子育て家庭がさまざまな場面でサポートを受ける、このサポートの定義というものを、明らかにしていくことが、やっぱり多子化に対応していく、量的に整備をするという一方で、質の部分をサポートというふうに言いかえて、どう守っていくかというところの発信だと思うんですね。それがひいては、こじつけですけれども、そういった部分の区の姿勢であるとか、取り組みというものが、ある種の納得感を持って受けとめられたときに、一定の、子育てがしやすい、もうちょっとブレークダウンして言うと、子育ての不安感であったり、子育て対応力であったり、楽しさ、喜びというものにおそらく反映されていくという、大きな話でいうと、そういうことだというふうに思うので、ここは、前期5年間のところはこのパッケージでいくんですけれども、ぜひ、今期のところ、あるいは次期のところについては、非常に、これは区の中でも極めて重要な施策だという認識を、今も強く持っていていらっしゃると思うんですが、ぜひ、改めてご認識いただけるということが、区民あるいは我々のような外の人間が持っている期待とマッチしていくところになるのではないかと考えています。

とりわけ、先ほどの経済支援という部分については、言ってみればサービスというか、何か奉仕をするという意味じゃなくて、サービスの質を供給していくという部分で大事だと思うんですけれども、今の話に関連して言えば、やっぱり区の中で自立的にというか、自発的に子育てのことについて、こういうふうに動いていこうという方々が多分いらっしゃる。先ほどの子ども家庭支援センターであったり、幾つかの団体の、協働のところでもお話がありましたけれども、そういう方々をどういうふうに活力を付与していくのか。片仮名はあまりよくないのかもしれませんが、エンパワーしていくのかという側面と、あとは、今、説明の中でもおっしゃられたネットワーキングをどう図っていくのかという、このサービスとエンパワーメント、ネットワーキングという部分については、やはり、この施策の7番でしか子育てのところでは対応できないと私は思っているので、やっていること自体は非常に安定的で多様で量的にも充実していると思うので、ぜひ、やはり区民の方が子育てしやすいと思うためには、区としてのメッセージをぜひ、理解度が高まっていくということは重要だと思うので、そのところの施策の組み方、あるいは見せ方、説明

の仕方というところについては、周辺の事なのかもしれないんですけども、ぜひ意識をさらに注いでいただけるといいのかなと思っております。

○委員 施策7の2番の「効果的な外遊びの普及」、これを挙げた意味というか、これを提案された目的について、教えていただきたいです

○班長 先に課長の前に申し上げてしまうと、それも今の話と実は関連しているのかもしれないですが、おそらく子育てに対する不安感であったり、孤立感であったりというものを抱えていらっしゃる方が閉じこもってしまわない形で、例えば外に出てくるようなきっかけをつくってあげる、それをネットワークにしてあげたりだとか、何かそこに対して有益な情報を提供してあげるとかという形のことが、多分信頼として……。それを、要するに、多分、坂井さんがおっしゃっていることと、私が申し上げていることは結構リンクしているところがあって、そういう部分については、ぜひ、そういう活動をしていくときに、そういう目的である、あるいは、それを直接的に言うかどうかはあれですけども、何を一番の目的として区はこの取り組みをしているのかというところが、各子育ての世帯、あるいは子育てのニーズのところきちんと届くような施策の運営、事業の運営というものに当たっていくことによって、多分、今の疑問に対しても、ある程度きちんと理解できる区民の方というのは、当然増えていくんだろうなと思います。

○委員 あと、3番の家庭訪問型子育て支援事業のところ、これはどういう対象の方を家庭訪問されるのかというのを教えてください。

○関係職員 孤立して子育てをしている方が、保健所ですとか、行政の相談窓口は敷居が高いということで、気軽に相談をしていただける電話番号等を周知いたしまして、子育てに困っているという方がいれば、どなたでもということです。

○委員 自分のほうから、お願いしたいという形ですか。

○関係職員 そうです。

○関係職員 この指標の75というのは、可能な数字かどうかというところで考えますと、かなり厳しい数字だというふうに認識しております。ただ、今お話があったように、区として複合的な部分でこれを評価していかないといけないということで、保育園で言えば、保育園の事業のみならず、地域の保育園に通っていない親子を招待して、いろいろ子育て支援をしていくとか、あるいは子ども家庭センターの持つ保育的なことをやっていくとか、いろいろ複合的な部分で子育てがしやすいかどうかという判断は決まってくると思いますので、保育園だとか、子ども家庭支援センターに限らず、学校ですとか、あるいは幼稚園

ですとか、そのあたりも含めまして、難しい数字だと思いますけれども、我々、一丸となって、この数字に向かって江東区政を包括的な形で運営していきたいと考えています。

○班長 ぜひ、よろしくお願いします。

まとめということではないんですけども、個別な質問を最初に聞かせていただきました。私も指標の話と、あとは主にDVですとか、母子世帯、父子世帯に関する計画支援関係も質問させていただいています。

それから、施策として特徴的な部分として、ポータルサイトについては、かなりクオリティーの高いものをつくられたということは、ご説明を伺ってよくわかりましたし、一方で、その運用みたいなところについては、発展的な課題としてご認識されているというようなお話も、区のほうからご説明いただくことができました。

経済的支援については、なかなか、これは国ですとか、上位自治体の制度的な制約という部分で、区の裁量の範囲というのは、かなり限られてはくるんですが、一方で、先ほど、一例として、生活支援関係のところでご紹介をいただきました、単なる給付的な支援金の予算というものを、ある種、組み替えをして、自立的な支援の方向に向けていくということなので、これは当然、一分野の話ではあるわけですが、区としての姿勢としてあらわれているというふうにも理解できると思うので、こういった方向性も含めて、今後、進めていただきたいというところであります。

大きなところについては、済みません、私は27のところについては少し強く申し上げてしまったんですが、ぜひ、期待の裏返しということで受け入れていただければと思います。総じて、これは私の一個人の私見なんですけど、ボリュームということについては、大変、私は保育の専門家ではないんですけども、非常に丁寧に幅広くやっつけらっしゃるということは重々承知しておりますので、ぜひ区民の方に、よりメッセージが届く形で先進的なポジションというのを、ぜひ江東区さんには目指していただきたいと心より思います。

以上で、施策7のヒアリングとさせていただきたいと思います。長い時間、どうもありがとうございました。

（ 休 憩 ）

○班長 それでは、委員会を再開させていただきたいと思います。

区の職員の方の一部に入れかえがございましたので、改めまして、簡単な自己紹介を行いたいと思います。

お手元に名簿があるかと思うんですが、施策の10 とついたものが江東区さんのほうの

メンバーの方で、あと、第2班委員名簿ということで、私、本日の進行といたしますか、務めさせていただきます藤枝でございます。よろしくお願いいたします。

○委員 委員の田中でございます。よろしくお願いいたします。

○委員 坂井と申します。よろしくお願いいたします。

○班長 今回、新たにお部屋に入ってきていただいた方のみお名前と職名を。

○関係職員 学校支援課長の本多でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○関係職員 指導室長の浅岡でございます。よろしくお願いいたします。

○関係職員 学校支援係長の本山と申します。よろしくお願いいたします。

○関係職員 指導室統括指導主事の難波でございます。よろしくお願いいたします。

○関係職員 同じく統括指導主事の堀越でございます。よろしくお願いいたします。

○班長 どうもありがとうございます。

それでは、早速内容のほうに入ってまいりたいと思います。まずは、教育委員会事務局次長より、施策の10番、地域や教育関係機関との連携による教育力の向上、この施策の現状及び課題、今後のことにつきまして、ご説明をお願いいたします。

○関係職員 よろしくお願いいたします。

まず、施策の説明に入ります前に、学校教育の現状をご説明して先へ進めてまいりたいと思います。

データブックをお持ちでしょうか。こちらの29ページの上段をごらんいただきたいんですけども、さっきの施策のところでもございましたが、29ページの上段でございますように、ごらんいただいておりますように、児童数につきましては、小学校でございますが、2万1,237名、44校ございまして、生徒数、中学でございますけれども、7,545名、23校、この5年間でかなり変わってございまして、3,600人増えていること、これは少なくとも有明地区の人口増を含めてございませぬので、この進展とともに今後もこの傾向は続くと思っております。

こうした中でございますけれども、本施策は昨年、この班にご評価をいただきました、施策の8というのがございました。これは学力、体力、それから豊かな心ということでございますけれども、学校教育の本筋に当たるところ。さらに施策9というところで、特別支援とか、いじめ、不登校、さらにその施策を、周辺からですね、支えるもの、誰もが安心して通える楽しい学校（園）づくりという施策9。

それに加えて、本施策は、さらにでございますが、地域や教育関係機関との連携を

図ることで、さらなる教育力の向上を目指すものということで、教育の施策の連帯、そういった位置づけで私ども捉えてございます。本施策はそういったところで、これにつきましては、現安倍政権が、前の政権のとき、平成18年に教育基本法を改正いたしましたけれども、そういった中で地域の力をということ、また今の我々の会議の議論の流れとなつてございますので、大きな流れとしては、国等の方向に沿ったものとなつてございます。

具体的な取り組みといたしましては、今回、大きく地域特性が分かれてございまして、例えば深川、城東地区では、地域の学校ということで、学校への思いとか、かかわり等が非常に強うございます。一方、臨海地域でございますけれども、町ができる、もしくはコミュニティが形成される以前に学校をつくって運営していかなきゃいけないといった地域事情があります。要するに地域と学校の関係の濃淡、もしくは関係性が薄い、濃いがばらばら、こういった中でこの施策を進めるというところがございまして、であるからこそ、濃いところは、まだ薄いところにつきましては、その特性を捉えて地域に根ざした教育を推進しなきゃいけないと心から思っております。

さらに、次は、学校運営に関してさまざまな情報を積極的に発信し、説明責任、学校について、開かれたというところで、説明責任を尽くすことも大事だと考えてございます。そういった中では学校評価制度、それから学校選択制度という、もう10年実施してございますけれども、現在、昨年度からその実績をしっかりと検証、改善に向けた検討を進めているところでございます。

さらに、例えば取り組みの3番に当たりますけれども、本区では5つの臨海部中心に、さらには、上場企業は44でございますけれども、大手企業の本社があるのが本区の特徴でございます。また、日本科学未来館、教育関係機関も多ございますので、そういったところと上手に関係することで、さらに豊かで多様な学びの場を子供たちに提供するため協力関係を構築していることも大事だと考えてございます。

これらの取り組みの進捗状況につきましては、4の施策実現に関する指標をごらんいただきたいんですけども、まず、39の指標、これは学校支援地域本部についての数字等を書いてございますけれども、ごらんのとおりです。年々、年々地域として捉えながら数字を伸ばしてございます。目標値はごらんのとおりでございます。また、41につきましては、取り組みの3に対応いたしますけれども、こちらにつきましては、24年、かなり頑張りをまして、数字は伸びており、こういった状況です。さらに40の数字につきましては、まさに開かれたという、全体の施策を展開するところでございますけれども、先ほどの施策で

第2回（2班ヒアリング①）

指摘ございましたけれども、当初、この施策を、これは実は平成11年からこの指標はとってございまして、そのときには約50%でございました。どこまで持っていけるかですが、55という設定しています。中では、これはアンケートのとり方、なかなか難しゅうございますけれども、この点については43.9ということで、この乖離をどう埋めていくかについては、やはり施策全体、もしくは先ほどご説明しました施策8、9を連携的に考えてございますので、そういったご理解を賜りたいと存じます。

今後の取り組みでございまして、2枚目の行政評価結果への取り組み状況について、ごらんください。この施策につきましても、2年前にご議論、もしくはご評価を頂戴してございますので、それについてどう取り組んだかを中心にご説明いたします。

大きくその施策については、開かれた学校づくりに向けて、例えばPTA、例えば学校評議員など多様な主体や役割、それから関係性の明確化が必要だということ、それから学校支援地域本部の活用を図ること、それから、地域の教育力を高めるために、地域の実態を踏まえた上で、ある程度区がイニシアチブをとって、学校や機関との連携を図ってよというご指摘、ご要望を頂戴いたしました。

こうしたことで、こちらのこれまでの取り組み等々も書いてございますけれども、私どもの認識といたしまして、学校支援地域本部事業、これを基本に学校評議員会やPTA活動、これを学校関係ということで協働した形に持っています。また、校長会等との関係のご質問、具体的に2年前にございましたけれども、昨年からですか、事務局、私ども部課長とそれから校長会、幼、小、中の代表で連絡会を設けまして、例えば何か関係部署が事業をするとき、その場でいろいろな協議や打ち合わせ、検討をしながら本音を出し合って、仕事を決めていくということに具体的に直してございます。

さらに『こうとうの教育』というところでございますけれども、おかげさまで、今年度、予算増が図られることができて、『こうとうの教育』という小冊子がございまして、これを年2回ではあるんですけども、区報と同時に、今、約23万弱の世帯、全戸に配布できることに、6月11日に第1回目を終了いたしましたけれども、そういった形。それから、これからまたホームページの活用も図ってまいりたいと考えてございます。

それから、一番難しゅうございますけれども、地域の教育力を積極的に学校に取り入れていくのでございますけれども、5月23日に越中島小学校というところがございまして、こちらに天皇、皇后両陛下のご行幸を賜りました。そのときに、何をみたいかというオーダーがあったかと申しますと、学校、事務局施設、初めてのご訪問だったんですけども、

見たいポイントは、私たちに一つ、大きい課題がございまして、地域の方が学校教育にかかわっている姿を見せることができるかというところで、例えば俳句、例えばビオトープ等の環境ボランティア、地域の方でございました。そういった方を入れたところというところで、ここはまだ、実際、越中島小は地域支援本部はできてございませんけれども、逆に実態がある中、もしくはその制度、またどうやって取り入れていくかでございますが、そういった形で、もしくはほんとうにやっていただきたい方も、自分が学校の力になっていることを意識する、もしくは認識した中で、特に支援本部事業につきましては、スピードを上げて今後取り組んでまいりたいと考えてございます。説明は以上でございます。

○班長 ありがとうございます。それでは、時間の都合もございますので、早速入っていききたいと思います。

では、先ほどと同じように、ご質問などございましたら。

○委員 今のご説明の中で、興味深いところが、地域によって学校とのかかわりが濃い、あるいは薄いと、非常に私も区内に住んでおりましたので、私は砂町生まれなんですけれども、働いているのは臨海部ですから、この学校の地域とのコミュニケーションの濃い、薄い、それから経済的な格差なんかも現に身にしみておるんですが、今のご説明の中で、地域ごとにどう課題に対して取り組んでいくかというところは非常に大きい課題なんだろうなというふうに思いますけれども、一方でちょっと視点を変えますと、大学側の、昨年でしたっけ、新しい大学が臨海部のほうに、あるいは芝浦工大さんなんかもあるんですが、そういったところとの具体的な連携なんかについても、ちょっとお考えを聞かせていただきたいなど。あとはシートの中で41番の指標ですか、企業等とも連携したいというような表現になっておりますが、ちょっとその具体的な内容なんかを教えていただきたいと思います。

○関係職員 では、私のほうからご説明させていただきます。

まず、1点目の芝浦工大の件ですけれども、現状、芝浦工大は理科系の大学ということもありまして、本区で行っております理科支援事業、派遣事業ですね、そのところでの連携を図らせていただいております、うちの課が学校のほうへ学生に説明に行きまして、理科支援員というのがあるんですが、理科支援員というのは、小学校の五、六年生の理科の授業のお手伝いをしてもらう事業なんです、それに芝浦工大の学生さん、興味のある学生さんに集まっていただいて説明をするんですが、そういった方々に、学校へ行って理科の授業の準備とか、片づけとか、実際に授業中のお手伝いとかというのをやってもらうの

を1つやっております。

それから、2つ目にご質問いただきました。企業連携のところですが、今回、この指標についても、数が23年度、小学校14、中学校5だったものが、41、10に増えたというところなんです。実は、このところでご説明させていただきなさいいけないことがありまして、実は、このところの評価の指標のとり方なんですけれども、実は23年度までは学習塾連携事業というものをやっております、その数をもとに数値を出させていただいております。しかしながら、その事業が23年度をもって終了しましたところがあったものですから、逆に、この機に学校が実際に大学、企業等と独自に連携している数をしっかり調査しようということで、細かく調査をさせていただいたところ、この数になったということです。実際にどういったことをしているかということなんです。区内にもさまざまな企業がございます。例えば、明治乳業や東京ガスなど様々あります。そういった企業に、学校へ来ていただいて、食育の授業をしていただくとか、それから、環境に関する事業支援だとか、そういったことをやったり、または、NTTとかKDDIとか、そういったところに来ていただいて、子供たちのネット利用についての、ネチケットとかいいますけれども、そういったことについての指導でありますとか、また、報道機関等に来ていただいて、子供たちにも新聞づくりについてのアドバイスをいただくとか、そういった形でさまざまな企業等が入って連携を図っているというところなんです。簡単ですが、以上となります。

○委員 先ほどの大学の例でいいますと、芝浦工業大学さんのお名前が出ましたけれども、ほかの4校とは、何か連携はとられていますか。

○関係職員 有明医療短期大学につきましては、有明中学校が目前にあるんですけれども、有明中学校に柔道の指導に入っていたりとか、そういった連携をしているところなんです。それから、有明教育芸術短期大学については幼児教育に関するところもありますので、幼稚園のところでも連携を図っているというところもございます。

○委員 それと、取り組みが、成果として教育力の向上につながると非常にいいと思いますけれども、その辺が今後とも続けていければ、大学さんのほうとしても、負担とは言いませんけれども、ボランティアといえますか、学生がいいのか、先生方がいいのか、よく吟味していただければと思っております。

○委員 指標の39番。地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校。このシステムって、どんなものですか。

○関係職員 はい。先ほど、次長の話の中にもありましたけれども、学校支援地域本部事業というものをやっております。その事業は具体的にはどんなことをしているのかということなんですけれども、学校は、教員が授業をしているわけなんですけれども、それ以外にも、やはりいろいろなことが、やりたいこともありますし、なかなかできないこともあると。そういったときに、地域の方々にお手伝いをいただいて進めていきたいというふうに思っていることがたくさんあるのですが、なかなかそのシステムができ上がっていないことには進まない。じゃあ、そのシステムをしっかり立ち上げましょうというのが、この学校支援地域本部事業でございまして、実際に学校の中に支援地域本部を置きます。そこにコーディネーターという方を置きまして、学校のニーズを聞きまして、まず、学校のこういうことをお手伝いしてもらいたいというニーズを聞きまして、そのコーディネーターの方が、わかりました。じゃあ、ボランティアの方をちょっと募りましょうという形でボランティアを募っていただいて、その方々に学校のニーズに合わせた支援をしてもらおう。例えば、花壇の整備だったりとか、学習の中での学習支援だったりとか、そういった部分でさまざまな学校のニーズに合わせて支援をしていくという、そのシステムづくりが、学校支援地域本部支援です。

○委員 このシステムは、ボランティアの動きがみんなに伝わりやすい形にしていかないと、ちょっとわかりづらいです。ここを、何かにもう少しわかりやすく載せていただきたいです。

○関係職員 そうですね。今ご指摘いただいたことは、我々のほうでも感じておりまして、今ここにありますように、小学校5校と中学校2校という形で徐々に広まってきているわけですが、ほかのやっていない学校にも十分知らせることが必要だろうと思っております。今年度、始まったばかりのところでございますが、さまざまな実践事業ですね。まずはほかの学校の先生方にも知ってもらおうという形で、今年度、少し準備を進めています。それで、今ご指摘いただいたような、区民の方にもというところは、考えていきたいと思っております。

○委員 関連して。この本部事業は、純粹にというか、事業のデザインも含めて、区の独自の事業として動かしていらっしゃるんですか。

○関係職員 これは、もともと国の事業でございまして、国の、学校家庭地域連携協力推進事業というのがありまして、それに伴って東京都が、学校支援ボランティア推進協議会というのを立ち上げて、やっていると。それで、実際には、予算については、今は3分の

第2回（2班ヒアリング①）

1ずつという形になっていまして、国が3分の1、都が3分の1、区が3分の1という形ですので、つまり、独自という形ではないと。

○委員　ちなみに、特別区の中でこういった形の、名称はともあれ、今、課長がおっしゃったようなスキームを利用して、こういった開かれた学校体制みたいなものをつくっているのは、どれぐらいのパーセンテージですか。

○関係職員　学校数ですと、平成25年度で、東京都内で795校という形になっています。それはまた区によってさまざまございまして、例えば、本区ですと、今、小・中で合計7校という形ですが、区によっては小・中学校全てをそちらに持っていくという考え方で進めているところもありますし、なかなか、全く進んでいないところもあると。さまざまでございます。

○委員　比較的、江東区さんにおいては、この平成26年度は10と5という数値設定になっていますけれども、今のところ、本部の立ち上げ自体は比較的スムーズに計画、区でお考えになっているペースで進んでいるという理解でよろしいですか。

○関係職員　そうですね。この平成26年度までの流れにつきましては、順調に進んでいるところかなと思います。また今後どうしていくかについては、学校評価のこととか、さまざまございますので、どのような形で進めていくかということを検討させていただいて、今後またつなげていきたいという考えです。

○委員　ちなみに、5校2校、小中整備されている中で、先ほどの前提としての地域事情なんかもいろいろあつたりするとは思いますが、学校の現場の教員の方々であつたり、あるいは、今おっしゃったPTAの方とか、学校関係者の皆さんの受けとめ方とか反応とかというあたりは、何か特徴というか、ご紹介いただけるようなものはありますか。

○関係職員　先ほど、深川地区という話もありましたけれども、現状として、無理なく進められるところから進めていこうという形で進めておりまして、現在の深川地区、砂町地区、亀戸地区、大島地区という形で順次進めて7校という形でございますけれども、総じて学校の評価はとていいです。実際に、いろいろと学校のことについてボランティアを募っていただいて、お手伝いをいただいているというところでは、評価はいいです。

○委員　評価はいいというのは、具体的にどのあたりを評価して。

○関係職員　やはり、学校として、これをしてもらいたいということに対して、手を伸ばしていただけると。

- 委員　今までできなかったことが、そういった人たちの力があって、できるようになるということ。
- 関係職員　ええ。それも、本部を置いて、コーディネーターの方がいて進めてくださるので、要は、今までは、学校でやりたいことがあれば、学校がまず考えて、学校がお願いをして、学校が準備をしてという形でしたけれども、ここに学校支援地域本部みたいなものがありますので、そちらが中心になってやっていただけるというということでは、今まで学校がやっていた負担を本部のほうでうまく進めていただけるというところでは、学校の評価が高いと、そういった部分もあります。
- 委員　コーディネーターの方というのは、どういった方がなさっているのでしょうか。
- 関係職員　さまざまな方がいらっしゃいますけれども、もともとその学校の地域、要するにPTAをやっていた方とか、長い間、学校とかかわりを持ってくださっている方とか、そういった方々が多いですね。
- 委員　データブックの31ページなんですけど、学童クラブのことが出ているんですね。学童と、放課後子ども教室、江東きっずクラブ。学童クラブと江東きっずクラブというのは、あと、放課後子ども教室との間に、それはどういうものか、ちょっとわからないんですね。
- 関係職員　はい。施策12のほうのデータなんですけれども。
- 委員　私は、学童クラブと江東きっずクラブで成り立ってるのかなってちょっと思って、放課後子ども教室って何かなって。
- 関係職員　放課後子ども教室は、要するに学童クラブと放課後子ども教室はばらばらでスタートしたわけですね。いわゆる学童クラブは、親の就労要件がありまして、放課後子ども教室につきましては、要件なく放課後を学校で過ごす事業としてスタートいたしました。江東区では、最初に学童クラブと子ども教室が併存していたわけなんですけども、区の方角といたしましては、その2つをきっずクラブに集約をしていく形で進めています。
- 委員　学童クラブが減って、少なくなって、きっずクラブが増えてるという、移行した形なんですね。
- 班長　ちなみに、ちょっと戻っちゃって申しわけないんですけれども、本部事業のところで、今まで学校の先生方が、したいと思っていけれどもできなかったんですけども、今回の本部事業でコーディネーターさん方が来てくださってできるようになったことって、例えば、具体的にどういうことですか。

○関係職員　そうですね、さまざまあるんですけども、例えば、先ほどちょっと言いましたけれども、環境整備に関する、例えば、花壇の整備とか、芝生の管理とか、そういったことと地域の方々のお力がほんとうに大きくて、そういったところですか、あとは、学習、補習のお手伝いという部分で、先生方と違う地域の方々も教えてくださるといいうものもあったんですね。そういったところですか、あとは、要するに、この地域支援本部が中心になって、学校だけじゃなく、地域も巻き込んだ新聞づくりをしている学校支援地域本部があります。そういったことなんかも、かなり、学校だけではできないというところでは、評価が高いところだと思えます。

○委員　予算面についての質問をしていいですか。平成25年度予算は、数字を見ますと7,000万円となっております。1,000万円ということで上積みされていますけれども、これで何の計画、あるいは発信力のほうへ、予算としては考えていらっしゃるのですか。

○関係職員　資料を見ていただきますと、人件費と事業費が書いてございます。トータルコストは平成25年度7,000万余となっておりますけれども、単純に事業費だけごらんいただきますと、1,700万ですね。こちらの事業は、ちょっと言葉でご説明しますが、では何のレベルアップを図ったのかと申しますと、まさに支援地域本部事業での校数が増えたこと。

それから、もう1つ、先ほどちょっと強調しながら申し上げましたけれども、大きく増えましたのは、今まで教育の冊子や、3万5,000部のリーフレット型だったものを、区報の形に仕上げ、これが24年が77万5千円で、25年が500万円予算が頂戴できましたので、とりあえずですが広報関係で事業費が伸びたところでございます。

○委員　ちなみに、『こうとうの教育』ですね。はい。済みません、ちょっと実物を拝見したいんですけども、ありましたら。

○関係職員　一部しかないんですけども、こちらが、表と裏がカラー刷りになりまして、区報の形のタブロイド版になります。今回、こうとう学びスタンダードを一面にしました。

○委員　ほかに予算の関係で質問はありますか。

○委員　区の全体予算が、1,600億円ぐらいでしたっけ。予算からすると、あまり数字的には、さっきの前半の議題に比べるとパーセンテージ的には桁が違う話なので、あまり、そこに関してはとは思っておりませんで、結構でございます。

○班長　そこをどう考えるかということがあって、私自身としては、こういう、実際のものをつくったりするものでもお金がかかっている部分はあるんですけども、非常にコス

第2回（2班ヒアリング①）

トパフォーマンスのいい取り組みといますか、この施策の10番というところであれば、コストパフォーマンスも結果的には考えられて動いているのかなという印象が、今のコストのところについてはございました。

おそらく、『こうとうの教育』については、実際の目的というか、中身とか配布方法は次回も検討するという事なんですけれども、おそらく、教育の全体の動きであるとか、重点的な部分での、前後に対してきちんとしていただく方針ではいらっしゃると思うので、これも、開かれた学校という点については、整合するというお話なんだというふうに思っています。先ほどのような、非常に茫漠とした話になってしまって恐縮なんですけれども、2年前の評価のところ、要は、開かれた学校というものをつくっていかうとすときに、江東区さんにおいては、一定の区のイニシアティブを持ってという部分で、それを受けて2次評価も取り入れていただいて、こういう形で展開しているところだと思うので、これについては非常にイニシアティブを発揮されているんだというふうに、私自身は理解しております。ただ、それはイニシアティブというのは、例えば、区のほうから、こうしてくれ、ああしてくれということを一方的に押しつけるということよりは、先ほどの、歴史的ないろいろな蓄積があるような地域を中心に、まず本部を立ち上げられて、地域の立地をそのまま使っているという方法をとられている話だと思うので、そこら辺についても地域の事情にマッチしてやっということだと思います。

これは私の私見なので、どういうふうにとっていただくかはまた別の話になるんですけども、施策の10番については、あくまで開かれた学校をつくることによってどういうふうに教育力が上がって行くのかというところに常に帰着させながら考えていくという観点からすると、私の理解だと、例えば、支援本部を立ち上げて、地域と一緒に新聞をつくる、あるいは補習のような形で地域の人に入ってきていただける。あるいは、また別のところで、江東区内に位置する企業や大学さんのリソースを使って新しい学習機会をつくっていくというのは、これはまさに、単純に言う教育力の向上につながる話なんだというふうに思うんです。そのときに、単に外の人が入ってきて目先を変えて新しいことをやっているんだということにとどまらないで、これは私がたまたま大学の中で少し仕事をしているものですから関係するんですけども、結局、今、大学の中でも言われていることというのは、教育手法自体をどういうふうに多様化していくのかという話なんです。つまり、教室の中で先生がおっしゃったことを一生懸命ノートに書き取って、それを覚えていくというスタイル。もちろんそれは大事だし、これからも不変の部分なんですけれども、それ

に加えて教育の手法、むしろ実際に学校の外にあるいろいろな現実社会に触れていきながら、自分の学びたいことであるとか、今、社会でどういうことが起こっているのかというところから、学習の意欲というものを喚起していく。それは、カタカナで言うとアクティブ・ラーニングとか、プロジェクト・ラーニングとか大学では一生懸命言っているんですけども、実は、それは、木の幹に例えていくと一番根っこのところにある小学校教育だったり中学校教育でも全く同じ話がずっとあって、そういう、学校の先生方だけではなかなかいろいろな意味で難しい教育手法というものを多様化していくという部分として、こういう産学連携であるとか本部事業というものを位置づけているんだということが、より明確に見えてくると、江東区さんの、施策の、前の、7番でしたかね。8番か9番。昨年評価させていただいた部分というのは、もう、あれは学校教育の一丁目1番地なので、まさにそれを支えていくさらなる教育力の向上という部分との関係性というところで、非常にそういう意味では特徴的な教育を展開できていく道だと思いますし、そういう意味で言うと、今やっぺらっしやる一連のことというのは、そういう部分に確実に近づいて取り組まれていらっしやるんだというふうに思います。全体を見ていないので、もしかしたら実態は少し違う部分もあるかもしれないですけども、総じて、今日お話を伺ったところでは、そういう可能性を何か感じるができるのかなと思ったところです。

○委員　いいですか。私がやっぱり期待するのは小1プロブレムとか中1ギャップというあれで、環境が変わることで不安定、環境が変わることによって怖い思いだとか、不安がありますよね。それをどう地域の人材がカバーしていけるかということ。学校になれるまで、環境の違いをどれだけ地域の人材で動いていけるか、すごく、その辺の期待が大きいんですよ。

あと、例えば、小中一貫校、中高一貫校、そういうのは江東区の取り組みとかがもしもあるんだったら知りたいです。

○班長　ありがとうございます。進行役として、ある種強引かもしれませんが、つなげさせていただくと、今、私が申し上げたことに加えてという部分で、施策の9番で、例えば接続の問題を、事業として展開されていると思うんですが、例えば、そういう開かれた学校というものをつくっていく中で、そういう子供たち自体を、ある種、包摂していくんだみたいな視点というものは、もうちょっと平たく言うと、施策基準のその部分の連携みたいなものというのは、もう自然に意識されているという理解でいいのか、あるいは、何かお考えがありますか。

○関係職員　先に申し上げますと、施策9に戻りますと、これは学校支援課の仕事なんですけれども、小1プロブレムの対応は決めていますけれども、地域力をかりて、小1支援員という事業をやっておりますね。例えば、その支援が誰かと申しますと、保育園のOBであったり、地域に、学校に来てくださる方が、「いいよ、手伝うよ」ということで、今おっしゃったことについては、施策9と10の融合のといえるかなというふうに思います。

○関係職員　学校もそうですけれども、今、一貫校という話がありましたけれども、江東区の場合は江東区全域で、接続には、まさにお話があった小1プロブレムとか中1ギャップについても、地域もそうなんですけれども、まず学校の中でできることをやろうということで、学校、それから幼稚園、保育園を含めて、連携事業を区内全部でやっています。その中で、それぞれの子供たちが小1プロブレムになったり中1ギャップになるということについては、何が原因なのかということも含めて、教員が連携を深めていくと。区内を23のブロックに分けて、中学校区を中心に、その近隣の保育園、小学校、幼稚園が全部集まって連携を進めています。その中のことでまず1つやるというのが1つで、さらにそこに対する対処ということでは、地域の人材を入れながら小1支援をやるということです。

○委員　最後に1点だけ、私から。また支援本部の話、地域本部の話に戻るんですけども、最初にご説明いただいたのかもしれないんですが、今、5校2校、それぞれで本部というのは、南部はまだ比較的未着手というような、ざっくりした理解でよろしいですか。

○関係職員　はい。まず無理のないところから。地盤ができてるところからうまく広がっていきます。今後、ただ、これが広がってきた中で全体的に周知しながら、それだったらできそうだなという地域があれば、そのところ、南部がだめということではないので、どんどん広がっていきなと思います。

○委員　主に大学が立地しているのは、南部が多いですね。

○関係職員　そうですね。

○委員　ちょっと個別の話になってしまうんですが、ぜひ本部、これから南部地域につくっていききたいのは、大学の方にも本部のメンバーの一員に入っていただくような働きかけをぜひしていただきたいというふうに思いますし、それは、単に一事業というところの枠を超えて、やっぱり地域社会を支えていく存在としての大学というものに対する機会を、大学にもつくっていただきたいとすごく思うので。まだちょっと先の話だとは思いますが。

○委員　　ちょっと本題と逸れていますけれども、行幸啓の話がありまして、なぜ越中島小学校なんですか。

○関係職員　　宮内庁から文部科学省に問い合わせがあって、学校に行くのであればどんな学校がという話の中で、越中島小学校の特色が、まさに地域の力を、ボランティアを学校の中に取り入れているということと、それから、俳句教育に力を入れているということ。その後は、環境教育ですね。そこら辺にも力を入れている。そういったことがあって、じゃあ、ぜひその学校にということ、選ばれたということです。

○委員　　区のほうからではなくて、逆にということですね。

○関係職員　　はい。

○関係職員　　実際には、この間、広報にも載りましたけれども、俳句の授業と、それから環境教育をやって、ビオトープを使った授業を見ていただくということでした。

○班長　　より、そうやっていろいろな方面から、また地域とともにという部分で注目されるような学校を、ぜひ増やしていただければと思います。

　　済みません、時間の関係もありますので、ここで質疑のとりまとめという形にさせていただきたいと思います。何か、最後、私がちょっとまとめたような話もさせていただいたんですけども、一つ一つを振り返るということはこの場では省略といいますか、割愛させていただきたいと思いますが、再度繰り返しになるんですけども、施策の10番については学校自体の教育を深めていくという上で、非常に現代的なトピックなり、また、実際に確実に進めてらっしゃるところだと思いますので、今後もその施策の動きに沿った活動を、より一層進めていただければと思います。

　　それでは、時間になりましたので、質疑についてはここで終了というふうにさせていただきたいと思います。関係職員の皆さん、どうも長い時間ありがとうございました。

○事務局　　事務局から連絡事項ということでございますけれども、本日の外部評価シートでございますが、7月12日金曜日までに事務局担当職員までメールかファクスでよろしくお願いたします。

　　以上でございます。

○班長　　ありがとうございました。それでは、以上でヒアリング1回目、終了でございます。次回は27日の土曜日です。以上で終了でございます。

第2回（2班ヒアリング①）